

熊本県立牛深高等学校いじめ防止基本方針

令和8年2月改訂

1 いじめ防止等についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為である。しかし、心身の発達が十分に遂げられていない生徒にとっては、その成長の過程において、何らかの理由により、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る可能性がある。これらの基本的な考えを基に、いじめの撲滅を目指し、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応する。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりを進め、かけがえのない生徒一人ひとりの自己存在感を育み、仲間とともに人間的に成長できる学校づくりを目指す。

2 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止等の対策

（1）いじめ問題対策に関する組織

ア 名称 いじめ防止対策委員会

イ 役割 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施等により、いじめの未然防止・早期発見及び組織的対処を行うとともに、いじめを生まない学校づくりに向けた取組を推進する。

ウ 構成 校長・教頭・いじめ情報集約担当者・生徒指導主事・人権教育主任・養護教諭・教育相談係・各年次主任・外部専門家

（2）学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施等

ア いじめ防止対策を実施・検証し、いじめを許さない学校風土をつくる。

イ 基本方針に関する教職員の共通理解を図り、組織的な取組を行う。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信・意識啓発及び関係機関との連携を図る。

エ ホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

（3）いじめ未然防止

ア 生徒が、互いに助けあい、励ましあい、志高く成長できる学校づくりを進める。

イ 生徒一人ひとりを「認め、褒め、励まし、伸ばす」教育を徹底する。

ウ 生徒の「自己存在感」や「命を大切に作る心」を育む授業を実践する。

エ 道徳教育・人権教育・体験活動等をとおして、「いじめを許さない心」を育む。

オ 健康保健教育等をとおして、発達段階に応じた心と体の望ましい成長を促す。

カ 保護者や関係機関との連携により、「情報モラル教育」の強化を図る。

(4) いじめの早期発見

- ア 日々、生徒に寄り添い見守ることで、生徒の些細な変化やサインを見逃さない。
- イ 教職員間で、日常的に生徒に関する密接な情報共有を図る。
- ウ 教師と生徒・保護者との信頼関係づくりに努め、相談しやすい環境を整える。
- エ 校内の教育相談体制の充実及び、各種相談窓口の周知を図る。
- オ 定期的に教育相談やアンケート調査を実施し、いじめの実態把握に努める。

(5) いじめに対する措置

- ア いじめを発見・通報を受けたら、直ちに「いじめ情報集約担当者」に報告する。
- イ いじめ防止対策委員会を開き、組織的対応（手立てや役割分担等）を協議する。
- ウ 必要に応じて、県教育委員会に連絡し情報共有を図る。
- エ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- オ 加害生徒には、教育的配慮のもと毅然とした姿勢で指導を行う。
- カ 傍観生徒には、いじめを見過ごさない、生み出さないための指導を行う。
- キ 全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関と連携しながら対応する。
- ク ネット上のいじめについては、必要に応じて警察署等とも連携して行う。
- ケ 被害及び加害生徒については、いじめが解消するまで継続観察を行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに県教育委員会に報告するとともに、「牛深高校いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「重大事態対応委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう不断の改善を行う。
- (2) いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し「いじめ防止対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。

6 いじめ未然防止等の年間計画

月	月間取組	主な学校行事	いじめ防止の取組
4月	心のきずなを深める月間	前期始業式・入学式 牛深ハイヤ祭	いじめ防止基本方針等の確認・周知 生徒理解研修①
5月	キャリア教育推進月間	体育祭	心のアンケート①
6月	防災月間	高校総体・高校総文祭 前期中間考査	ストレス対処教育
7月	道徳教育推進月間	生徒会役員改選 クラスマッチ	生徒会による「いじめを許さない」宣言 いじめ防止対策委員会①
8月	地域とのつながりを深める月間	夏季休業	学校評価アンケート①

9 月	命を大切にする 心を育む月間	前期期末考査 前期終業式	心のアンケート② 命を大切にする心を育む指導
10 月	主体的な学びを 深める月間	後期始業式	生徒理解研修②
11 月	「くまもと教育 の日」取組月間	文化祭 後期中間考査	いじめ防止対策委員会②
12 月	体力向上推進月 間	小中高合同マラソン大会 総合学科発表会	人権教育講演会 学校評価アンケート②
1 月	健康教育推進月 間		心のアンケート③
2 月	感謝と思いやり を育む月間	学年末考査	学校関係者評価
3 月	年間総括月間	卒業式・修了式	年間取組等の検証・改善 いじめ防止対策委員会③